

令和8年度 第1回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和8年4月16日(木) 午後1時30分
開催場所 Zoom(Web 会議システム)等

第1号議案 「全商協」第4回機械流通委員会結果に関する件

2025年度 第4回機械流通委員会 報告書

開催日時 2026年4月10日(金) 10時30分～11時20分
開催場所 Zoom「オンライン会議」

議 題

- (1) 売買契約書の電子化について
- (2) 販社での書類保管期間について
- (3) その他

出席者

担当役員	谷野 博(中部)、山本 基庚(中国)
	植田 優(四国)、國分 寿人(九州)
委員長	佐々木 勝司(東日本)
副委員長	北 大将(関西)
委 員	遠藤 政志(北海道)、金沢 泰盛(北海道)
	永山 恵治(東北)、柳 成浩(東北)
	松永 進一(東日本)、横山 正人(中部)
	内藤 進(中部)、永川 隆二(関西)
	保山 勝弘(中国)、河野 賢一郎(四国)
	徳森 成樹(四国)、寺坂 一世(九州)
	曾部 武(九州)

オブザーバー 敬称略

北海道：畠山 和生、【事務局】星野 知美、浅野 睦
東北：高橋 一則、【事務局】熊谷 有香、志野 舞佳
東日本：師田 茂雄、山本 創平、【事務局】島田 潔
中部：【事務局】加納 靖彦
関西：【事務局】杉本 古嗣
中国：【事務局】緒方 恵子
四国：【事務局】竹垣 智美、梶田 彩斗
九州：【事務局】土師 隆幸、西村 絵理

全商協事務局

石井 利洋(事務局課長)、藤田 準(事務局職員)

事務局が開会を宣言し、本委員会は有効に成立する旨を告げ、佐々木委員長を議長として審議を開始した。

〔議 事〕

【審議事項】

◎売買契約書の電子化について

売買契約書の販社間でのつなぎ売契を電子メールにて受け渡す運用について、ホールと販社間での契約時は3枚綴りの売買契約書に押印し、紙で授受する点は現行と変更せず、販社間のやり取りを電子メールで行う点に関して、3月30日の全商協理事会において、回胴遊商へ運用に関する相談をすることで意見がまとまった。

この件について、佐々木委員長より、回胴遊商の高谷筆頭と話し合った結果、「回胴遊商に全商協の運用方法を参考情報として伝え、中古機流通協議会には報告しない方針で進めること」で意見がまとまったと報告があった。

以上を踏まえ、本日の委員会において運用開始日を検討したところ、『売契』（売主控）の契約年月日が、「2026年5月1日以降」とすることで委員会としては、意見がまとまった。

また、委員会終了後に機械流通運営部にて、詳細な運用方法を再確認したところ「一連の流通経路の中に5月1日以降の日付の取引が発生した時点で、それ以前の取引分に『売契』（売主控）の契約年月日が4月30日以前の書類が含まれていても、全て電子化する」ことで、運用開始日に関する意見がまとまったため、全商協執行部に上程する運びとなった。

◎販社での書類保管期間について

「ホール売契（買主控）」、「組合間のつなぎ売契」、「組合に申請した売契」について、3月30日の全商協理事会において、「ホール売契（買主控）」のみ紙媒体での保管を行い、「組合員間のつなぎ売契」、「組合に申請した売契」は、検定期間が切れるまでの最大3年間、電子保管（白黒でも可）することで承認されている。

そのため、本日の委員会において、売契以外の書類である「電子保証書一式」、「打刻書類」、「撤去遊技機明細書」、「中古遊技機確認書」についても電子保管（白黒でも可）し、検定期間が切れるまでの最大3年間保管し、電子保管後、紙媒体の書類は廃棄（売契を含む）しても問題無いか確認したところ、問題は無いことで意見がまとまっ

た。

また、委員会終了後に機械流通運営部にて、詳細な運用方法を再確認したところ、「売買契約書」及び「撤去遊技機明細書」のように1枚に複数機種が記載されている様式は、販社が売買可能な遊技機の検定期間が切れるまで保管することが確認された。

以上の保管対象、保管方法及び保管期間にて問題がないか、全商協執行部に上程する運びとなった。

◎新流通制度の別記様式の電子データ化について

3月30日の日工組並びに日電協からの新流通制度における別記様式の電子データ化説明会にて、日工組より「事前に受託業者のアカウントを登録する方法について、全商協として、チラシ配布若しくはメールアドレス提供のどちらかをまず決めていただきたい。その回答を受けた上で、対象販社のリストを送付させていただく」と発言があったため、機械流通運営部で検討したところ、組合事務局ですぐに収集できることから、「メールアドレスの提供」を行うという意見について、委員会としても同意見でまとまったため、全商協執行部に上程する運びとなった。

なお、ログインIDとしてメールアドレスを利用するが、遊技機管理システムへのアカウント登録時に「本システム以外でメールアドレスは利用しない」旨の注意書きが出る仕様になっていると補足説明があった。

また、関連事項として、佐々木委員長から、製造業者団体からの説明会について、日工組の後藤営業業務委員長より「出席対象者は全商協役員及び機械流通委員までを考えている。また、システム体験も同様の対象者を考えている。」と説明を受けていると報告があった。

【報告事項】

◎各種書類からにおける「打刻」の文言を削除について

以下の様式について改正を行うとの報告があった。

〔中古機流通協議会関連の様式〕

- ・「中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書（正）（副）」
- ・「中古回胴式遊技機点検確認受渡書（正）（副）」
- ・「保管・納品確認書」

- ・「認定申請 ぱちんこ遊技機等点検確認済書」

改正内容：「打刻書類交付番号」から「書類交付番号」に改正。

上記については、6月9日開催予定の中古機流通協議会で報告の上、施行日を決定する方向で進めていくことになった。

[全商協関連の様式]

- ・「打刻申請書」
- ・「キャンセル申請書」
- ・「再打刻申請書」

改正内容：「打刻」に関する文言を削除。

電子保証書では書類の返却が無くなったため、関連項目を削除。

日付について、和暦・西暦両方利用できないか検討。

上記については、全商協事務局から、各地区遊商事務局責任者へ改正内容の詳細確認、及びシステム会社と打ち合わせを行い、施行日を検討する方向で進めることになった。

◎確認証紙関連について

中古用確認証紙を、認定と同様に通し番号にし、年度関係なく使用できるよう検討していく。最初の段階として、全商協事務局から、各地区遊商事務局責任者へ確認の上、意見集約をした後、システム開発会社及び証紙印刷業者への確認を行い、改めて今後の進め方等を検討することになった。

◎今後の検討課題について

下記の点について、今後の検討課題とすることになった。

- ・ 後日書類である「点検確認受渡書」、「保管・納品確認書」の電子化について検討していく。また、回胴遊商でも方法を検討しているため、今後両団体で意見をすり合わせ調整を図る。
- ・ 現在の3枚綴りの売買契約書を、「所有権移転証明書」のように名称変更し、1枚の書類にできないか検討していく。

第 2 号議案 中古遊技機流通健全化に関する東北遊技機商業協同組合規約等の 一部改正の件

事務局より、本年 4 月 1 日を施工日として「中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約」が改正されたことに伴い、当組合の関連規約である「中古遊技機流通健全化に関する東北遊技機商業協同組合規約」及び「中古遊技機の移動設置及び認定に伴う申請書類等取扱規程」の一部改正が諮られ、審議した結果、以下のとおりとすることとした。

(1) 「中古遊技機流通健全化に関する東北遊技機商業協同組合規約」について

以下のとおり一部改正し、本年度通常総会での議決事項として 4 月 24 日開催の臨時理事会へ上程する。

◎改正内容

- ・書類に関し、「発給」からより適切な文言である「発行」に改める。
- ・保証書の電子化に伴う文言の変更

◎施行日

令和 8 年度第 38 回通常総会における議決日とする。

(2) 「中古遊技機の移動設置及び認定に伴う申請書類等取扱規程」について

以下のとおり一部改正し、4 月 24 日開催の臨時理事会へ上程する。

◎改正内容

- ・書類に関し、「発給」からより適切な文言である「発行」に改める。
- ・保証書の電子化に伴う文言の変更

※一部様式の変更については、「中古機流通協議会」及び「全商協」の様式変更がなされた後に改正する。

◎施工日

令和 8 年 4 月 24 日 第 1 回臨時理事会における議決日とする。

第 3 号議案 身分証明書等取扱規約の一部改正の件

事務局より、本年 4 月 1 日を施工日として「中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約」が改正されたことに伴い、当組合の関連規約「身分証明書等取扱規約」の一部改正が諮られ審議した結果、以下の原案のとおり承認され、本年度通常総会での議決事項として 4 月 24 日開催の臨時理事会へ上程することとした。

1 改正の理由

2026 年 4 月 1 日施行の「中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約」（以下、「全商協規約」という。）の改正に伴い身分証明書（QR システム付）の申請時の添付書類の一部を改めるとともに、毎年、組合に届け出ることになっている誓約書等に関する規定を明確し、かつ、毎年届出の際及び新規に身分証明書（QR システム付）を申請する際に必要な書類として（商業）登記簿謄本に加え株式名簿等、直近の資本関係の分かるものを提出させることとするもの。

2 主な改正点

○ 第 4 条（身分証明書の申請）

身分証明書（一般用）と身分証明書（QR システム付）の申請方法を整理するとともに、身分証明書（QR システム付）申請時に必要な書類を全商協規約に合わせ改正し、また、（商業）登記簿謄本に加え株式名簿等、直近の資本関係の分かるものを提出させることとしたもの。

○ 第 5 条（身分証明書の交付要件）

交付要件と提出書類等と一緒に規定されていたことから、交付要件のみを明確に規定し直したもの。

○ 第 6 条（QR 付身分証明書の毎年度確認事項）～新設

これまで毎年確認に関する規定は、第 5 条に交付要件の一文として規定されていたが、新たに条追加し、必要書類等を明確にするとともに、資本関係の移動などがないかどうか確認するために（商業）登記簿謄本及び株式名簿等、直近の資本関係の分かるものを提出させることとしたもの。

第 5 条と本条により、既に中古流通機を行っている販社の資本移動の確認とともに、新たに身分証明書（QR システム付）の交付を受け中古流通機を行おうとする販社の資本関係が確認できることとなる。

○ その他、別記様式各号を含め、条ずれ、文言の整理を行ったもの。

2 施行日案

令和 8 年度第 38 回通常総会における議決日とする。

但し、第 4 条第 2 項及び第 4 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日に遡り適用とする。（全商協規約が令和 8 年 4 月 1 日付けで施行されたため。）

第 4 号議案 遊技機保全措置用「ビニール袋」の価格改定に関する件

事務局より、全商協から遊技機保全措置用「ビニール袋」の値上げ（6月納品分より）の通知文書を受領したことが報告され、値上げ分は組合員が負担することとし、以下のとおりの負担割合とすることが異議なく了承され、理事会に上程することとなった。

【大サイズ】ビニール袋・セキュリティシール（税別）

時 期	定 価		
	袋	シール	合計金額
現行(本年 5 月出荷分まで)	98.0 円	34.5 円	132.5 円
↓	↓	↓	↓
令和 8 年 6 月出荷分から	122.5 円	34.5 円	157.0 円

現行から税別 24.5 円増

負担額(袋・シール合わせたもの)	
組合負担	組合員負担
66.0 円	66.5 円
↓	↓
66.0 円	91.0 円
72.6 円	100.1 円

税込

【小サイズ】ビニール袋・セキュリティシール（税別）

時 期	定 価		
	袋	シール	合計金額
現行(本年 5 月出荷分まで)	91.6 円	34.5 円	126.1 円
↓	↓	↓	↓
令和 8 年 6 月出荷分から	115.0 円	34.5 円	149.5 円

現行から税別 23.4 円増

負担額(袋・シール合わせたもの)	
組合負担	組合員負担
62.6 円	63.5 円
↓	↓
62.6 円	86.9 円
68.86 円	95.59 円

税込

※令和 8 年 6 月 1 日発送/引取分以降から適用

第 5 号議案 令和 8 年度 技能研修「更新研修会」に関する件

(1) 販社試験官への打診結果について

事務局より、昨年度従事した販社試験官へ本年度の試験官を打診した結果、8 名から承諾を得たことが報告され、同 8 名を本年度更新研修会の試験官とすることとした。また、当組合の旅費規程が一部改正されたことに伴い、以下のとおり販社試験官への旅費支給額の見直しが諮られ、異議なく承認された。

(改正・案)

実技試験「試験官」としての旅費支給等に関する承諾書

東北遊技機商業協同組合は、(販社名) (取組主任者名) に、委員会用務及び講師として技能研修「更新研修」等の出席時における旅費の支給に關し、以下のとおり承諾するものとする。

1 旅費支給の対象となる用務

No.	項 目
1	東北遊商機械流通委員会
2	技能研修「更新研修」
3	試験官養成研修会

2 旅費支給額

交通費	(1) 販社試験官の居住地を基に、公共交通機関の普通料金の定価を支給する (1,000 円未満を切り上げ)。 (2) 出張起点からの目的地が同一県内の場合は、一律 10,000 円。 (3) 当該同一県内の出張の場合で出張起点からの目的地が同一市内に限る場合は、一律 7,000 円。 いずれかの交通費を支給する。
宿泊費	目的地が組合の地区内の場合は 20,000 円以内を標準とする(事務局予約手配)
旅費日当	1 日につき、10,000 円を支給する。

3 支給方法

委員会及び講師として技能研修「更新研修」等に出席都度現金支給する。(1 回当たり)

4 協議解決

本承諾書に関して疑義が生じた場合は、両当事者が誠実に協議してその解決に当たるものとする。

以上の内容を承諾します。

年 月 日

(甲) 東北遊技機商業協同組合
理 事 長 高 橋 一 則 殿

(乙) 住 所
販 社 名
代 表 者 名

印

(2) 試験官養成研修会の開催日程について

本年度の試験官養成研修会は全2回とし、販社試験官へ事前案内を発出することとした。

No.	開催日（予定）	開催場所
1	6月12日（金）午後1時30分から ※JSS 横川氏を招致 ※終了後、懇親会を開催	7階貸し会議室 （A・B）
2	●未定（第1回開催時に決定）	〃

(3) 更新研修会の会場について

事務局より、会場手配状況が下表のとおりで、福島会場については、昨年利用した郡山ビックパレットが手配出来なかったため、現在、郡山市内の他会場を検討中であることが報告された。

No.	県名	開催日	場 所
1	青森	9月9日（水）	アスパム
2	岩手	9月10日（木）	マリオス
3	福島	9月16日（水）	検討中
4	宮城	9月29日（火）	当ビル貸し会議室 <u>7階A・B</u>
5		9月30日（水）	
6		10月1日（木）	

(4) 更新研修会会場への試験用遊技機等の運搬方法について

昨年同様、サンライン社へ委託することとした。

(5) 更新研修会の試験内容等について

更新研修会時における実技試験、学科試験の試験内容については、前年度と同様の内容とすることとした。

◎実技試験…27項目点検のみ（三共「P フィーバー機動戦士ガンダムユニコーンb」）

◎学科試験…全商協の問題20問、当組合の問題10問の計30問の○×択一式

《試験要領等》

開始時間	午前の部 ①9：30～、②10：00～、③10：30～、④11：00～ 午後の部 ①13：00～、②13：30～、③14：00～、④14：30～
受講方法	各回最大5名ずつ、筆記試験（座学含む）→ 実技試験の順に行う。

1	各回開始10分前から受付	
2	【筆記試験（座学含む）】 試験時間：15分 / 30問の正誤択一方式・24問（80%）以上で合格	20分
3	【実技試験】筆記試験終了後、順次、実技試験を行う <u>試験時間：25分（制限時間30分）</u> <u>点検項目が1項目でもできなかった場合は不合格、30分を超えた場合もその時点で不合格。</u>	30分

4	実技試験終了後、各自お帰りいただく。	所要時間 50 分
---	--------------------	-----------

『 評価基準 』

評価	項 目
チェックポイント	☑欄は、点検ができれば✓を記入し、できなければ空欄とする
評 価	27 項目評価で 1 つでも【×】があれば、総合評価は【D 不合格】
総合評価	特 A・A・B・C・D(不合格)とする評価基準 「 特 A 」…試験官候補者 「 A 」…評価に△が 0 個（特 A までもう少し） 「 B 」…評価に△が 1 個～5 個（標準） 「 C 」…評価に△が 6 個以上（頑張らないと次はあぶない） 信用を無くすので、しっかりとした点検が必要である 「 D 」…評価に×が 1 個以上は不合格

- (6) 更新研修会の各試験官の担当日等について
事務局において、案を作成し、第 1 回試験官養成研修会にて検討することとした。
- (7) 試験用遊技機の修理部品交換について
事務局より、試験用遊技機 5 台の修理部品交換費用として、カシワギ産業へ 99,000 円(税込)を 3 月 19 日支払い済みであることが報告された。

第 6 号議案 中古遊技機流通に関する件

事務局より、以下のとおり報告がなされた。

- (1) 申請書類電子発給の運用状況について
- ① 4/1 から新システムの運用が開始されているが、いまのところ特段の問題は発生していない。
 - ② 確認証紙の発送方法について、現状、組合員が指定する発送先 1 か所（組合登録住所又は支店等）へ発送しているが、今後も同対応でよいか審議した結果、同対応を継続することとした。
- (2) スマート遊技機動作確認ユニットについて
令和 6 年 4 月 1 日付けで一斉貸与したユニット全 45 台について、契約 3 年目の更新手続き（更新料はリセット料 2,200 円のみ）がなされた。

- (3) 納品設置時における通信トラブル以外の「理由書」について（1 件）
（期間：2026/3/10 ～2026/4/15）

1	3/16	-	4/1	セキュリティー紛失（1型式1台分）ホールスタッフが誤って破棄。シール未添付。
---	------	---	-----	--

- (4) 「早期発給」依頼について（0 件）
（期間：2026/3/10 ～2026/4/15）

第7号議案 技能研修「新規研修会」に関する件

事務局より、開催状況及び5月度受講希望が現時点で0名であることが報告された。

No.	開催日	開催場所	講 師	販社数	受講者数	合格者数	不合格者数
1	4月16日	東北遊商	山内委員	1	1	1	-

※令和8年度の講師担当ローテーション（5月度以降から）

①門田委員→②柏木委員→③柳副委員長→④山内委員→⑤大久保委員→⑥橋委員→⑦最上委員

第8号議案 設置外の中古遊技機及び認定機への部品発注に関する件

事務局より、設置外「中古」遊技機及び「認定機」への部品発注状況は下表のとおりで、4月は現時点で、中古・認定いずれも「0件・0台」であることが報告された。

■2025年度 設置外の【中古】ぱちんこ遊技機への部品供給の件数、台数（2018/04/01より運用開始）

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2026)1月		2月		3月		合計	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数
北海道	2	2	1	1	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	12	12
東 北	7	33	1	1	3	3	1	1	0	0	0	0	7	19	2	4	0	0	6	7	5	7	4	6	36	81
東日本	13	13	10	10	19	29	22	22	15	15	9	9	23	23	14	14	6	6	2	2	3	3	12	12	148	158
中 部	5	6	6	7	3	5	3	3	4	5	7	7	1	2	7	11	6	9	5	6	3	3	3	3	53	67
関 西	31	35	32	33	34	34	27	32	23	23	21	21	25	28	22	25	15	15	29	30	32	34	31	32	322	342
中 国	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
四 国	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2	2	2	1	1	0	0	1	1	9	9
九 州	3	5	2	2	0	0	4	4	8	19	5	12	2	2	4	9	0	0	4	6	0	0	0	0	32	59
小計	62	95	52	54	61	73	61	66	51	63	42	49	61	77	52	66	30	33	47	52	44	48	52	55	615	731

●2025年度 設置外の【認定】ぱちんこ遊技機への部品供給の件数、台数（2020/04/01より運用開始）

地区名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		(2026)1月		2月		3月		合計	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数
北海道	0	0	0	0	0	0	7	7	2	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4	4	14	14
東 北	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	10	10
東日本	22	22	13	13	26	26	4	4	6	6	18	18	7	7	4	4	17	17	15	15	3	3	7	7	142	142
中 部	8	8	2	2	0	0	2	2	0	0	3	3	4	4	5	5	14	14	1	1	4	4	3	3	46	46
関 西	7	7	18	18	31	31	18	18	9	9	3	3	25	25	22	22	13	13	22	22	18	18	38	38	224	224
中 国	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	2	2	6	6
四 国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九 州	2	2	1	1	10	10	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	5	5	3	3	1	1	3	3	27	27
小計	42	42	34	34	68	68	32	32	17	17	29	29	37	37	33	33	49	49	44	44	27	27	57	57	469	469